

家具の転倒防止器具の購入補助金のご案内

65歳以上の高齢者のみの世帯および重度心身障がい者のいる世帯に、地震に備え、家具を固定する転倒防止器具の購入に対して補助をいたします。

1. 対象者

御浜町に住所を有し、次のいずれかに該当する方

- (1) 65歳以上の高齢者のみの世帯
- (2) 身体障害者手帳1級から3級、要介護認定3以上、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している者が同居する世帯

2. 補助の対象および内容

- 利用頻度の高い寝室、居間等の家具に転倒防止器具を取り付けてください。
- 取付対象家具は、洋服ダンス、和ダンス、整理ダンス又は茶ダンスです。
- 家具転倒防止器具は、家具の壁、柱等に固定するためのL型金具、ベルト式の家具転倒防止器具などが対象です。

3. 補助金の額

家具転倒防止器具を購入する費用の2分の1の額（百円未満を切り捨てた額）です。

ただし、5千円を限度とします。（補助金は予算の範囲内で交付します。）

4. 申請に必要な書類等

(1) 申請書

総務課、又は支所等に備え付けの申込書に必要事項を記入のうえ、お申込みください。

(2) 対象者であることを証明できる書類

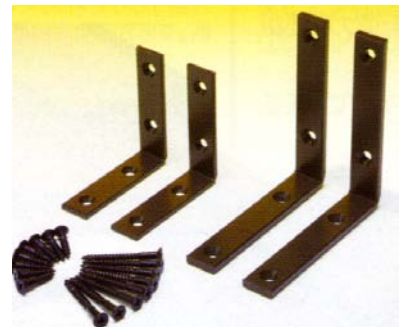
世帯全員の住民票の写し、身体障害者手帳などのコピー

(3) 家具転倒防止器具の種類（品目）がわかる購入領収書（レシートでも構いません）

注：領収書、レシートとも『日付』と『品目』が記入されているものが重要です。

(4) 家具転倒防止器具設置後の写真

設置した全ての写真が必要です。



L型金具



つっぱり棒タイプ

問い合わせ先

御浜町総務課行政係

TEL 05979-3-0505

FAX 05979-2-3502

家具の転倒防止対策について

阪神・淡路大震災では6,434人の死者の実に8割以上が建物の倒壊による圧迫が原因といわれています。

それらを回避するには、住宅の耐震補強がもっとも有効ですが、家具を固定することは、安価でおこなえる有効な対策です。また、津波から避難するにも、タンスなどの転倒によるケガをしないことが重要です。

まずは、身近にできることから地震対策をしましょう。